

第三十七回国会 大蔵委員会議録 第四号

昭和三十五年十二月十五日(木曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 足立 篤郎君

理事 鴨田 宗一君 理事 黒金 泰美君

理事 細田 義安君 理事 毛利 松平君

理事 山中 貞則君 理事 石村 英雄君

理事 佐藤 次郎君 理事 岡田 修一君

伊藤 五郎君 岡田 修一君

金子 一平君 川村 善八郎君

筒牛 九夫君 蔵内 修治君

篠田 弘作君 田澤 吉郎君

高田 富興君 竹下 登君

津雲 國利君 藤井 勝志君

坊 秀男君 米山 恒治君

加藤 勘十君 栗林 三郎君

広瀬 秀吉君 藤原 豊次郎君

堀 昌雄君 横山 利秋君

春日 一幸君

出席國務大臣

農林大臣 周東 英雄君

出席政府委員

大蔵政務次官 大久保 武雄君

大蔵事務官 村山 達雄君

(主税局長)

大蔵事務官 石野 信一君

(銀行局長)

大蔵事務官 賀屋 正雄君

(為替局長)

国税庁長官 原 純夫君

委員外の出席者

農林事務官

(食糧庁経理部) 家治 清一君

専門員 抜井 光三君

本日の会議に付した案件

国幣開發協會への加盟に伴う措置に
関する法律案(内閣提出第一号)

日本開發銀行法の一部を改正する法
律案(内閣提出第二号)

食糧管理特別会計法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第五号)

昭和三十五年産米穀についての所得
税の臨時特例に関する法律案(内閣
提出第六号)

昭和三十六年分の給与所得等に対す
る所得税の源泉徴収の臨時特例に
関する法律案(内閣提出第一七号)

○足立委員長 これより会議を開きま
す。

食糧管理特別会計法の一部を改正す
る法律案及び昭和三十六年分の給与所
得等に対する所得税の源泉徴収の臨時
特例に関する法律案の両案を一括して
議題といたします。

これより質疑を許します。横山利秋
君。

○横山委員 先日の本委員会におきま
して大臣に質疑をいたしまして、中小
企業に対しましての徴税調査等につい
て、前線の徴税機構の処置が適切でな
いということ指摘をいたしました。こ
ろ、よく一つ調査をしようというこ
とになり、また委員長にお願いして、
理事会で御相談を願ったところでござ
いますけれども、ここに原長官が来ら
れましたから、重ねて一つ簡明に現在
の私どもの知っております事情を申し
上げたいと思います。

それは、先般私が名古屋で体験をい
たしまして、東京へ参りましたら、や
はり東京でも同じ事情に突き当たった
のでありますが、国税庁は、全国にお
いて基幹調査と称して、何ら納税の問
題のない業種、業体各般について調査
を行ない、そうして、それらの調査
を、名古屋の例をとってみまするなら
ば、某ウナギ屋さんは、八日間にお
たって局及び署の来訪を受けて、一室
を提供し、そうして毎日シラミつぶし
に、電力料から家計の調査等に至るま
で、綿密な調査を受けたことであ
ります。最初どういふことか、自分
のところはかかる疑いを受ける覚えが
ないといふ説をいたしましたもの、と
にかく協力してくれというところから
から、何か自分の知らない問題もある
かもしれないという義務にかられまし
て、がまんしておったのであります
が、次第に、何らの問題がない、けれ
どもお前さんのところをモデルにする
んだということになりましたものでは
から、ウナギ屋はかんかんになって
怒って、大体ウナギ屋をつかまえて来
るとは何事だ、こういうことになりま
した。ところが、税務署の署員は、ま
あかんべんして下さい、あなたのとこ
ろは何もないということはおよくわかっ
ておるけれども、これは局の指示によ
る基幹調査というものであるから、ま
あがまんしてくれ、そのかわりまあ
あなたのところについては、というよ
うな言葉を弄して押えて、とうとう八
日間をやったのであります。私

は、それを聞いて、まことにけしから
ぬことだと思いました。しかし、調べ
てみますると、これは国税庁の方針に
よって全国的に行なわれ、しかもあら
ゆる業種、業体にわたって基幹調査と
して行なわれるというのであります。か
ら、まことに納税者にとっては迷惑千
万なものといわなければならぬのであ
ります。しかも、そういうモデル調査
によって、あなたの方の調査の方針が、
あるいは徴税の方針が確立されるとい
うのであります。これを、これはまた
いろんな角度で考えさせられると思
います。かつて、本委員会では、そうい
う調査ならずとも、たとえばいわゆ
る調査査察、こういう強制捜査によっ
てなおかつ白であった、納税者に何
らの取柄がなかった場合において、一
体政府はこの納税者の受けた信用の失
墜並びに営業上の損失についていかな
る補償をするかと私は主張したことが
ございまして、それに対しては
何らの誠意ある答弁がございませんで
した。けれども、少なくとも調査査察
等は、あそここの納税者はやはり何か
あると思つて行つたことであ
りますから、理由なきにしもあらずであ
りましょう。けれども、基幹調査に
至つては何らそこは問題がない、ない
しはあるかないかわからない。けれど
も、悪いことだけれども、お前さんの
ところは犠牲になつて、大蔵省の仕事
に協力してくれというやり方でありま
す。それでありますから、これはどう迷
惑のかかる話はないのであります。

そういう家が、いやおれのところは基
幹調査だそうであつて、何もおれの
ところに関係はないのだよと何ぼ言つた
ところで、それによつてその店の受け
ておる信用の失墜なり迷惑なりとい
うものは、おおうべくもございませんか
ら、この点、一体政府としてはどうお
考えになるか、まずそれを明らかにし
てもらいたいと思つたのです。

第二番目は、年末の徴税の問題であ
ります。十二月に入りますれば、どこ
のお店屋さんに入りましたも、もう
年末の繁忙に忙殺をされておるところ
であります。その十二月に入つて、ど
なにかつ税務署から、いろいろと調査
だ、あるいはまた何だかんだと言ひ、
あるいはまた年末年始の繁忙を願み
ず、財産の差し押えだとか競売だとか
物件の引き揚げ等が普通の通りに行な
われるといたしましたならば、これは
まことに血も涙もないやり方であ
りますから、何としてもこの年末の徴税
については十分親心を持ってやらなけ
ればならぬと私は考えておるわ
けであります。そういう点につきま
して国税庁としてはいかなる方針を
持つてやつておられるか、お伺いを
いたしたいのであります。

○原政府委員 第一のウナギ屋さんの
お話でございしますが、私どもは五万の
人員を擁して、税務行政を極力しっか
りやらうと思つて努力いたしております
です。その努力の方法として、いろいろ
な調査をいたし、またいろいろな措置
をとつておるわけであります。

聞いておる。何でもないとこへ行って、あなたのところは済まぬけれども、国税局の調査のいわば犠牲になつてくれというやり方ではございませんかと言ふのです。少なくともそういうことであれば、私は一つの私見ではあるけれども、国税局長の手紙で、そのウナギ屋さんのところに、正式に、基幹調査をいたさなければなりませんので、まことに恐縮でございますが、御協力を願えませんかと言書を持って、初め入っていった感じは、やっぱりお前さんのところは黒かもしれない、白かもしれないというような格好をしてやるからけしからぬと言ふのです。そのところはどうかですか。ほんとうにモデルとして基幹調査がどうして必要であるならば、公正堂々と御依頼の手紙を持って調べて下さるべきと言つて、イエス、ノーをはっきりさせて、短時間の間に御迷惑のかわらぬようにやつてもらふというような礼儀があつてもしかるべきではございませんか。

○原政府委員 深度のある調査をやるという場合に、お話の言葉でいえば、黒の納税者もあり、白の納税者もあると思ひます。いずれの場合においても調査をさせていただきますとは言ひませんが、御同意がないとできないということでも困りますので、その辺はやはり調査をさせていただかなければならぬと思ひます。

それから、局から言うてきて、犠牲になつてくれということをやつたといひますが、私調べてみますが、そういうようなことは私としては部内の問題としてどうも望ましくないとと思ひます。

ので、調べた上でお答えいたします。なお、ウナギ屋さんが全部が白であるかどうかということになりますと、実は今そうではなからうかと思つて調べたケースのうち、増差が五割くらいは出ておるといふのが一件あるのではありません。あるから出ない方もいんだということをお申し立てするのではございません。冒頭申したように、これはきちんと基本もつており、経費その他もきちんとしておるといふことであれば、簡略なところで切り上げて判定すべきだと思ひますが、その辺をどうもまびらかにしておりませんので、そういうことがあるとすれば、それはまことに遺憾なことであると思ひます。

なお、具体的ケースについて調べました上で、善処をいたしたいと思ひます。

○横山委員 釈然としますが、どうですか、政務次官、税務については、本委員会は初めてのようによつてお見せしておりますが、そばで聞いていらつしやうか。私の言うことが間違つていまいしやうか。私の言うのは、とにかく何でもないとこにモデル基幹調査として税務署が行くんだから——普通黒かもしれないという疑いを持って行く場合には議論の余地はある。けれども、税務署の資料を作る必要に基づいてそこに行くのですから、まるっきり納税者は迷惑な話ですよ。その迷惑な調査の中に、今お話しのように、増差が——断つておきますが、私が言つておるモデルのウナギ屋さんは、そういう増差額のあるところではございせん。白のところでは、そういう過程にその増差額が出たかどうかについて

は別の問題としなければならぬ。基幹調査はあくまで基幹調査としてやつていくことが必要なのです。だから、ほんとうに必要であるならば、基幹調査をいたしたいと思ひますが、御協力を願えませんか、というふうな礼儀正しく言つて、基幹調査としての御協力を得られる、承諾を得るということが、国としてはあたりまえのことではなからうか。そういうものを何でもやるといふことは職権の乱用です。税務署ならば、どこのお店屋さんに行つても、やはり無言の一つの実力を持っておりまから、何でもできるというやうな格好になつてしまふのです。普通のその店が特に問題でないモデルとして必要だといふならば、これはもう普通の調査権なりなんなりを使うべき筋合いの問題ではない。国の必要ですから、ぜひ御協力を願ひます。いけないと言つたら下がるべきです。常識豊かな政務次官の御意見を一つ伺ひたい。

○大久保政府委員 ただいま横山さんの御質問の向きは、暮れの繁忙時期に税務の調査を商売を妨げてまでやらぬようにしてもらいたいという御趣旨のようでございますが、税務吏が調査をいたします場合に、十分民間の事情をよく心得まして、できるだけ懇切丁寧に調べるといふことは、これは当然のことだろふと思つてございまして、特に暮れの繁忙時期におきましては、先ほど政府委員から答弁したかと思ひますが、これはそういうふうな調査あるいはいろいろな聴取等のことをやらないうにということをや、すでに通牒を發し、もしくは発しようとしたしております。この点は私どもも十分注意

調査については、事前に協力を願つて、そうして承諾を求めた上で調査を始めるというふうなところまで言われますと、どうもそれはいかか、それはおまかせ願ひたいということをお申し上げたわけでありまから。これは、調査にはやはり納税者の種類により、またたいたい申したような全体として課税の深度、調査の深度をつけるためには、やはり白のものも黒のものも深度のある調査をして、そうしてだんだん白のものについては、たださへ三年一巡とか二年一巡とかいふ思想が大きくなつてきておる時代でございますから、白の納税者については自後の調査が三年一巡というふうな線にはつきり乗つてくるわけで、そうなりまると、黒の度合いの濃い納税者にエネルギーをよけい注ぐということになりますので、やはり深度のある調査をする。しかもそれが白のものについてもやはりある程度するといふようなことは、今の状況としては必要かとも思ひますが、それらが行き過ぎがあつたり、また個々の納税者について不当にその納税者の事業にじゃまになるといふような点は避けまされども、全体としての切り直しについてはどうか一つおまかせ願ひ——と言つて非常に言葉がなんでもございませぬけれども、それらの注意をした上でやらしていただきたいというように申し上げるわけでございます。

○横山委員 納得できません。私は、本件については、さらに今日の税務行政及び機構の一つの根本問題の一環として、今後考へて参りたいと思つております。何といつても今の税務行政の国家に持つておる手段というものは

かうという趣旨については、非常な共感を持ったのであります。それが、あなたの中の御説明によれば、あれは全額のお話では、これは国民の期待を裏切るものはなほだしいと私は思うのであります。ですから、あなたが、いや、私の言うのは、あの審議のときの解釈でございますと言ふならば、それはそれでよろしい。けれども、受けて立つ政府の態度といたしましては、二〇%がもしいかにないとするならば、二十何%でもよろしい、国民の今日における負担の割合はこのくらいにとどめるべきだという考え方を、国民の共感をすなおにとつて、私は税制改正の大きな尺度にすべきだと思ふのであります。いかがでございますか。

○村山政府委員 私の言葉が、一つの目安であつて、一つの参考にすぎないので、それを上回つてもまあある程度やむを得ないのだというふうにおとりになつたら、そういう意味で申し上げているわけではございません。ただそこを一つ目安を置くけれども、二〇%を少しでもこえればこの趣旨に反するんだ、こういう意味で考えておる答申ではないということだけを申し上げているわけではございません。ほかの外国との比較におきましても、高い、安い、重いかか軽いか、いろいろ論議はありますが、各方面の検討を重ねますと、どうも所得の割合には重いように強く感じられる。ここに最近の状況を見ましても、経済の伸び、自然増収にもかかわらず、相次ぐ減税によっておおよそ二〇%ないしその辺、二一から一九ぐらいの線をやってきたではないかというところは、またその程度の負担に

どめることが可能であるという、こういう基本的な認識に立っているわけではございません。そういう意味で出ました二〇%であるだけに、それが数字的に二〇%でも上がればその趣旨に反するとか、あるいはそういう意味の機械的に出してきた数字ではないということをおおそ負担を上げない方がいんだというところは当然でございます。その辺を目安にして、ここ当分はもしそれ以上の自然増収があるなら、そこを一つの重要な目安にして減税施策を行なうべきだ、こういう意味で出ているわけでございます。ただその二〇%が機械的でないということだけを申し上げているわけでありまして、その結論の趣旨は、われわれとしては非常に重要な結論だと思ひ、これを尊重して参りたい、かように考えておるわけであり

ます。

○横山委員 あなたと私と趣旨は同じようだけれども、問題の扱いは私は非常に違うと思ふのです。あなたは、一つの目安として、多少上がってもまあ目安は目安だから、そこに心算をかけたおくといたうのですが、私の受け取り方は、二〇%以下にとどめるのが好ましいというのですから、二〇%は天井なんです。天井がしつかりしなければ、一%や二%はいじやありませんか、またもとに戻りますからという考え方になるんです。現にあなたは二一%弱になるだろうとおっしゃるが、人によっては二三%と言ふ人もあるわけですね。一%で大体どのくらいでございます。いましやうか、ちよつとお伺いします。

○村山政府委員 三十四年度の国民所得は、この間九兆九千九百億と出ておりますから、その一%ですから約一千億ということになります。重ねて申し上げますが、この詳細な議論の経過、それから二〇%の解釈、それらはいずれもまかく議論の経過とその意味を別冊で答申することになっております。先般の税制調査会の最終段階でもこの問題は相当もめまして、二〇%というこの意味はどうなんだ、この一%でも、少しでもこえてはいかぬのかどうかというような点が非常に議論の対象になりました。そういうふうな機械的に解釈しているんではないんだという意味で、これはもちろん一般的に言ひまして、国民所得が上れば上がるほど負担率は高くなるということは言えるわけではございません。日本の場合来年とか再来年を言っているわけではございません。外国との比較におきましても、所得の高いところでは当然負担率は高くなつてしまふべきだ、こういう議論があるわけでありまして、それならどういふ所得になつたときに何%でいいか、この問題はなかなか一時的には出て参らない。そこを調査会がいろいろ判断いたしました。先ほど申し上げたような事情からして、ここ当分の間は二〇%を目安にすべきだ、そういう意味で出た二〇%でありまして、もとより機械的なものではございません。またより機械的なものではございません。いましやうか、ちよつとお伺いします。

○横山委員 別冊を読むのもよろしい。また経過をお伺いするのもよろしい。しかし、お互い私も国会で議論するに際して、そういう考え方であれば議論だけ残るだけであつて、またしつかりとしたそういうことを設定した趣旨がぼけてしまふ。だから、私は、少なくともそういう考え方を待つ場合においては、審議の経過はともあれ、二〇%なり、二〇%がいけなければ二十何%という適切なものにしてほしいけれども、天井と理解すべきである。そうすることによってこそ、私どもの税制を改正する態度なり国の政治を国民の信頼を得る態度というものが確立されるのであつて、まあ目安でございますから、かりに少しこえてもいいのです。ということでは、あれが発表されたときの国民の一般的な共感というところにこたえるわけには参らないと私は思ひます。しかも、今お話があるように、たとへば一%が約一千億ですから、そうするに三%といふ議論があるとしたら三%ならば、三千億まだ減税をする値打ちのある議論であります。それだけまだ減税の理論的根拠が中間答申に示されたとも言い得られるのであります。私は今度の減税案には実はきわめて不満なのであります。それは幅においても不満でありますし、また内容においてもきわめて不満であります。一番言えることは、まだまだ減税が行なわれるべきであつて、国民の負担は非常に重いのであるから、さらに減税は百尺竿頭一歩を進めるべきであるが、それがとかく財源がないからとかなんとかいろいろ議論がありますけれども、今あなたが申し上げたような私との論争の過程から見ましても、一%で一千億、私の言う三%ならば三千億、それだけ中間答申の解釈、誠実な実行によつてわれ

われもまた国民にこたえなければならぬ大きな問題がある、こう思ふのであります。その点はいかがでございますか。

○村山政府委員 これはまあ考え方の違いと思ひます。この答申の二ページにも書いてありますが、言葉だけでございますが、二〇%程度ということでございます。それで、負担率という事柄の性質上、同時に負担率の問題は、一方は歳出の内容との見合い、それがどういふ有効な歳出に使われるかという問題、同時に所得の高さの問題、これと関連するわけでございます。そういう意味で、事柄上、機械的に何%をもつて天井とするというものはなかなか出で参らないということが調査会の趣旨でございますが、しかし、それでは目安にならないので、一応大づかみのところの目標を置くという趣旨に出たわけでございます。そういう意味の一つの目標でございます。従ひまして、機械的にこれ以上こたえてはいかぬとかということには性質上なり得ないのだ、こういう意味でございます。

○横山委員 まああなたと意見の分かれるところになってきましたが、私はむしろ機械的にやらなければいけないの意味がないのだという立場です。もしも機械的にやたら二〇%ではいかぬというならば、場合によつて二〇%を上げてよろしい。国民の総所得と国民の税負担の割合というものを、だれにでもわかるこのやり方によつて、はうっておいたららんどん税負担がふえるばかりであるから、これにでもわかるやり方によつて、これ以上は負担させないという目安をきち

農林大臣にお伺いいたしますが、この食管会計は、食糧証券借、入金、一時借入金等によってまかなわれているわけですが、借入金等については利子がかかることは当然でございます。そこで、中間経費をできるだけ節約するという面からも国の余剰金を活用する。利用するというような考えはないものでしょうか、この点を一つお尋ねしたいと思ひます。あわせて、もしも事務当局がおいでになるならば、これら食糧証券、借入金、一時借入金等に関する利子はどのくらいかかっておるか、これを明らかにしていただきたいと思ひます。

○周東国務大臣 お話の国庫余剰金の活用というものは、現在も一部やっておるわけでありませぬ。なお、ほかの食糧証券なり借入金等に関する利息につきましては、事務の方からお答えをさせていただきます。

○家治説明員 お答え申し上げます。ただいま大臣から御答弁のありましたように、食管特別会計といたしましては、その資金を主として食糧証券、それから国庫の余剰が許します限りにおきましては、国庫余剰金を使用しておきます。ところで、国庫余剰金の操りかえ使用は一時的なものではございませぬが、そのかわり金利はつきませぬので、この国庫余剰金の利用率を上げるといふことは、私どもといたしましては非常に努力をしておるところでございます。もちろんこれは国庫の状況が左右いたしますので、関係当局の御協力を得まして、できるだけ努力しておるのでございます。それで、今まで食管特別会計で支払った金利がどれくらいかということでございますが、その

点はまた後ほど資料を見まして詳しく申し上げますが、大体食糧証券の金利は日歩一銭六厘五毛でございます。従いまして、この金利を払っておるのでございますが、今までの実績としましては百四十億から百五十億くらいでございます。

○栗林委員 これらの詳細についての資料は、後刻でよろしゅうございませぬ。今年度もかなりの赤字が予想され、それに対する補正予算の措置が講ぜられておるわけですが、明年度の米価に關しては一体どういふようなお考えを持ていらっしゃるか、この際一つ基本的なお考えだけでも明らかにしていただきたい。予算米価に対してはどういふお考えでお臨みになるか、大臣のお考えを述べていただきたいと思ひます。

○周東国務大臣 お尋ねでございますが、明年度すなわち三十六年度の予算自体につきましても、ただいま慎重に検討中でございます。いわんや、その中に織り込まれるべき、御質問はおそらく買入れ米価という問題でありませぬが、買入れ米価をいかにするかという問題は、まだ今の段階におきまして申し上げる時期でございませぬので、御了承願ひたいと思ひます。

○栗林委員 最終的な数字等につきましてはまだきまっておらないと言われすけれども、大きな方針だけは大臣もお持ちになっていらっしゃると思うので、それならば、一つ私の方からお尋ねしますが、明年度の予算米価を策定するにあたって、その算定方式は生産費及び所得補償方式に基づく算定方

式を忠実に守りになる方針ですかどうか、この点を一つお尋ねいたしたいと思ひます。

○周東国務大臣 三十五年産米を買い上げます場合において、米価審議会等に諮問してきめられた米価算定方式は、大体生産者所得補償方式にペリテイ方式を加味したような格好になっております。これを方針としておそれら生産者所得補償方式だけに限つたということだろふと思ひますが、それらに關する案を立てますについて、今日までのところまだこれならばという資料が完全でないように聞いております。従つて、三十五年産米を決定する場合においても、中心は生産者所得補償方式をとりつつ生産費をとらえたのでありませぬが、それだけでいかなので、多少そこにペリテイ方式を参照して作った、かように考えております。そういうふうにいまして、今後におけるその方式をどのところをどういふふうによつていくかということ、慎重に考えた上で、それを頭に入れて予算米価を考えていきたい、かように考えております。

○栗林委員 生産費及び所得補償方式は、今年度の米価策定から完全実施とすることを政府も言明し、政府は池田内閣にかわつたにしましても、この方針には変わりがないと思ひます。ただ問題は、その方式自体は確立しておりますが、これは形式的な話です。その内容においては、農業団体、農民団体と政府、農林省とは大きな意見の食い違いがあるわけでございます。多少の食い違いではないのでございませぬ。この大きな食い違いについては大臣も十分御承知だと思ひますが、大きな

点を申し上げてみますと、生産費を補償するという考え方は、これはもうすべてが一致しておる点でございます。けれども、それならばその生産費をどこにとるかということが大きな論争になって、まだ未解決です。政府はこの生産費のとり方を平均生産費に見ておるわけですが、平均生産費から統計上の措置として標準偏差の値を控除して、そして修正して幾らか生産費を高めておるわけでございます。しかし全体の平均主義には変わりがないわけですが、従つて生産費が非常に安くつくわけですが、農民団体、農業団体の主張は、生産費の方式はバルク・ライン方式を強く要求し、これを支持して、そして八〇%で一つきめてもらいたい、これが農業団体、農民団体の一致した意見であり要求であります。ここに大きな食い違いがあるわけでありませぬが、予算米価策定にあたりましては、これは農業団体、農民団体が一致しての要求であり意見ですから、この際平均主義を捨てられて、そしてバルク・ライン方式に切りかえるという態度をお示しになっていただくわけにいかないでしょうか、この点を一つお伺ひしておきたいと思ひます。

○周東国務大臣 お話の点を含めてよく考えたいと思ひます。理論的には生産費補償方式の基礎となるべき生産費をとつて、そしてそれをバルク・ライン方式できめるというところは間違いありません。そのとらえるべき生産費の調査その他に關していろいろ議論のあることは御承知の通りであります。そういう点をよく慎重に考えて善処いたしたいと思ひます。予算米価でありませぬから、實際の上の買上げを行ないませぬ

る六、七月ごろまでにおきましては、さらに毎年のことではあります。もう一度委員会を開いてきめるのでありませぬ。予算米価といたしましてはそれらのことも頭に置きつつ一つきめませぬが、さらに實際の買上米価の決定の場合における秋までに、しっかりとしたものを出したいと思ひます。予算米価として今申し上げるわけにいかないと思ひます。

○足立委員長 栗林君に申し上げますが、農林大臣は予算委員会の途中御無理をお願いして御出席いただきましたので、今先方から督促がございませぬか、あと一問に願ひたいと思ひます。

○栗林委員 できるだけ簡単に質問をやめたいと思ひます。

あとこの方式の中で大きく食い違つてゐるのは自家労働の評価がえの点、これがひどく食い違つておる。そこで、われわれは製造工場の三十人規模以上の平均を要求する。政府は全規模の立場に立つておるわけでございます。しかし、政府は全規模に立つておるといひましても、実際上は五人規模と大体同じ数字が出ておるわけでございます。たとえば農業団体は五人規模以上を要求しているわけですが、その際一時間当たりの賃金は八十一円六十七銭になつておるわけですが、政府は、全規模といひながら、その全規模の中で特に一人から四人までの零細工場は、通勤者だけを取り上げて策定しておるわけですが、そういう作業を加えた結果八十八円二銭という計算になつておるわけですが、そうすると、これは一円足らずの差でございます。それで、すでに政府はこの段階では全規模をとるといふ立場を捨てられて、農協等の主張

という理由で、反対をいたすものであります。

以上をもちまして、社会党を代表しての両法案に対する反対討論を終わります。(拍手)

○足立委員長 これにて両案に対する討論は終了いたしました。

続いて採決いたします。

両案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○足立委員長 起立多数。よって、両案はいずれも原案の通り可決いたしました。

次に、昭和三十五年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案に対しましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることいたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○足立委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り可決いたしました。

なお、ただいま可決いたしました三法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○足立委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

次会は来たる二十日午前十時三十分より開会することといたしまして、これにて散会いたします。

午後零時十五分散会

(参照)

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出第一号)に関する報告書

日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)に関する報告書

昭和三十五年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出第六号)に関する報告書

(別冊附録に掲載)

昭和三十五年十二月二十一日印刷

昭和三十五年十二月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局